

別紙

諮問第747号

答 申

1 審査会の結論

「開示請求者が警視総監宛てに送付した平成〇年〇月〇日付けの事実の申告の書面及びこれと相当の牽連関係に立つ一切の公文書に記載された保有個人情報」について、開示請求等の規定を適用しないとされている個人情報に該当することを理由に開示請求を却下とした処分は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った、「開示請求者が警視総監宛てに送付した平成〇年〇月〇日付けの事実の申告の書面及びこれと相当の牽連関係に立つ一切の公文書に記載された保有個人情報（ただし、複数の部局（所属）において同一の公文書を保有している場合にあつては、そのいずれも）」（以下「本件請求個人情報」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が平成30年12月4日付けで開示請求を却下した処分について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件処分は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年9月4日に審査会に諮問された。

審査会は、令和2年9月3日に実施機関から理由説明書を收受し、同年10月26日（第145回第三部会）及び同年11月16日（第146回第三部会）に審議した。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る請求個人情報、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 「事実の申告」について

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「刑事収容施設法」という。）1条では、「刑事収容施設（刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設をいう。）の適正な管理運営を図るとともに、被収容者、被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。」と規定している。

また、刑事収容施設法2編3章では、留置施設における被留置者の処遇について規定しており、同章11節では、留置施設における被留置者の処分などの処遇について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定を準用した不服申立制度を定めている。

さらに、刑事収容施設法231条では「被留置者は、自己に対する留置業務に従事する職員による行為であつて、次に掲げるものがあつたときは、政令で定めるところにより、書面で、警察本部長に対し、その事実を申告することができる。」と規定し、同条各号に定める特定行為に対する行政上の不服申立制度として、被留置者が警察本部長に対し「事実の申告」ができる旨を定めている。

イ 本件処分について

実施機関は、本件請求個人情報について、開示請求等の規定を適用しないとされている「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報」に該当することを理由として、本件開示請求の却下処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 適用除外の趣旨について

条例30条の2では、「法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関

する法律（平成15年法律第58号。以下「法」という。）第4章の規定を適用しないとされている個人情報については、第5章の規定は適用しない。」と定めている。

条例30条の2に該当するものとしては、法45条1項があり、同項は「第4章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。」と規定している。

その趣旨としては、これらに係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、雇用主等の要望により、本人が自己の刑の執行等に関する情報を取得し、提出させられるなどして、前科等が明らかになる危険性があるなど、被疑者や被告人、受刑者等の立場で留置施設等の刑事収容施設に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるため、本人の社会復帰や更生保護上の不利益となることを防止することを目的として、開示請求手続の適用除外とされたものであると解される。

エ 被留置者について

刑事収容施設法2条2号は、被留置者について「留置施設に収容されている者をいう。」と定めており、同法14条2項各号では、留置施設に留置されるのは、「警察法（昭和29年法律第162号）及び刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定により、都道府県警察の警察官が逮捕する者又は受け取る逮捕された者であって、留置されるもの」（同項1号）及びこれらの者で「刑事訴訟法の規定により勾留されるもの」（同項2号）等であると規定している。

したがって、被留置者とは、警察法及び刑事訴訟法の規定に基づく逮捕等により、留置施設に留置又は勾留されている者を指すと解される。

オ 「司法警察職員が行う処分」について

「司法警察職員が行う処分」とは、刑事訴訟法189条1項で「警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところによ

り、司法警察職員として職務を行う。」とし、同条2項で、「司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。」と規定していることから、司法警察職員の刑事事件等における法令に基づく捜査活動を指すと解される。

カ 本件処分の妥当性について

審査請求人は、審査請求書において「本件保有個人情報が条例第5章の規定の適用除外とされているとの主張の当否につき厳格に検証されたい。」と主張し、本件処分の取消しを求めている。

これに対し、実施機関は、本件請求個人情報は、逮捕が前提となる留置施設において作成される保有個人情報であり、法45条1項に規定する「司法警察職員が行う処分」に係る保有個人情報に該当することから、条例30条の2に基づき本件開示請求を却下したものであり、本件処分は妥当である旨説明している。

審査会が本件請求個人情報について検討したところ、当該情報は、被留置者が行うことができる、留置業務に従事する職員から受けた一定の行為に対する不服申立ての手続である「事実の申告」に関して作成される個人情報であり、これを開示することになると、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等が明らかになる危険性があり、法45条1項により法4章の規定を適用しないとする「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報」に該当すると認められる。

以上のことから、本件請求個人情報は、法45条1項に規定する「司法警察職員が行う処分」に係る保有個人情報を示すものであるため、条例30条の2に基づき開示請求を却下した処分は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明